

次の業務について、企画提案競技に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年10月1日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度静岡県定住外国人向け在職者訓練実施業務委託

(2) 業務内容

在職中の定住外国人の方に対し、就労に必要な技能の向上をはじめ、職場定着や、正規雇用への移行を目指す公共職業訓練の実施

2 訓練期間及び訓練時間数

訓練期間は契約締結日から令和4年3月15日までの間で、総訓練設定時間数は12時間以上とすること。

3 参加資格

次の(1)から(8)の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所等を有していること。
- (7) 直近1年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人

事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) その他別に定める仕様書の要件に適合した者であること。

4 手続等

(1) 担当部署

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課

電話番号：054-221-2822

FAX番号：054-271-1979

E-mail：syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和3年10月1日(金)から令和3年10月15日(金)まで

イ 配布場所

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課ホームページ

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/syokunow.html>)

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案競技参加申請書、企画提案書、その他関係書類

イ 提出期限 令和3年10月15日(金)午後5時必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

5 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は令和3年度静岡県在職者訓練実施事業企画提案競技募集要項による。